

本藩支藩間の漁場争論

——徳山湾周辺漁場をめぐつて——

小山良昌

はじめに

旧藩時代ニ於テハ御本家領即チ萩領ノ民ハ御支藩ノ民ニ比シテ威勢アリ……⁽¹⁾

藩政期の萩藩住民には当然のことながら優越感に基いた、本藩意識、および行動があり、他方屈辱的にもそれを甘受せざるを得ない支藩があつて、両者間には折に触れてさまよくな軋轢が生じた。その空極は万役山事件に端を発した徳山藩の改易であつた。本稿で取上げる本・支両藩漁民の漁場争論は改易問題にまで発展しなかつたものゝ、板子一枚に命を賭ける気性の荒い漁人達の紛争ゆえに、第二・第三の万役山事件へと発展する可能性をはらんでいた。

元和二年の徳山藩創設後、同七年には本・支藩間の替地が行われた。その結果沿岸部では福川浦をはじめ下松浦・富海浦間のほとんどが徳山領に、わずか櫛ヶ浜浦・戸田村各浦が本藩領として組込まれた。徳山湾一帯は仙島・黒神島・大津島などの島嶼を擁し、好漁場として活況を呈してきた処であった。この徳山湾一帯での漁場権はその大半を慶長候地以来徳山領福川浦へ付与されていた。

『防州都濃郡福川村（打渡坪付帳）』——慶長十五年——によると
一米三石 福川近辺大津四郎谷黒神廻嶋もつれの漁場役

そのため、この範囲の福川浦以外の浦では地先の前網代さえ認められず、範囲外の浦では極端に漁場が狹められた。しかし時代の推移と共に前網代も認められない不合理に着目した本藩領漁人は、本藩意識の高揚に伴ない次第に支藩漁場を侵し始め、やがて支藩漁人との漁場争論へと発展していった。勿論この争論は本・支両藩の力関係を背景とした漁人の衝突であつた。

本稿では徳山湾周辺の漁場をめぐる本・支両藩漁人の紛争を例として、漁場権について漁人の考え方、紛争に対する漁人・両藩府の動きおよび処理方法など追求してみよう。

一 各浦の概況

(1) 下松浦 下松浦では地先の笠戸島が本藩領であることから、前網代および徳山領大島半島沿岸を主漁場としていた。下松浦では特に鮪の寄魚漁業に特色があった。鮪はその成魚直前を鮫と書くように海上での飛行に優れ、藩政初期の原始的網法では捕魚は困難であつ

た。慶安三年下松浦小島宗兵衛は親交のあった紀伊国岩佐の漁師八名を聘して、鰯網の改良を行わせた。その功に依り、已後徳山湾一帯での鰯漁は藩より小島家へ独占が認められた。例えば、天和三年大津島東浦で本藩室積浦漁人が鰯漁を行っていた際「他漁ハ入相ナルモ鰯漁ニ限り入相ニアラサル」として操漁を拒んだ事実がある。

『防長地下上申』によれば、寛保元年の下松浦石七十五石一斗余

魚役石五石六斗、裏家八十一軒、船数八十四艘（網船六、漁船五十五）、網數は鰯網十一帳を含めて合計三十九帳を有していた。
②櫛ヶ浜浦 当浦は元和七年の本藩支藩領地の結果支藩領から本藩領となり、寛永二年には熊毛郡三丘を本領とする毛利家一門六戸氏の知行所として幕末まで存続した。

慶長検地では特にその漁場を定めた形跡はない。『地下上申』によれば寛保期の当浦漁船数四十五艘、その漁は冬～春期のなまこ漁

が中心であった。その後『防長風土注進案』によれば、天保期では漁船数四十六艘、漁網二帳、鋸網八帳を数え、寛保期に比べて漁船数はほぼ同数であるがその内容は充実している。

当浦の漁場は櫛ヶ浜前網代および大島半島沿いを中心とし、時に福川漁場内へも出漁した。『風土注進案』には、「風土注進案」には、
當浦之儀ハ忽て漁人ニ付農業仕候者纔ニテ食物不如意ニテ難渋者
多御座候事
と記され、耕地も狭く、生活を営むうえで漁場の拡大は漁人の死活問題であった。そこで貞享年間には笞戸御番所に対し、巡見上使・長崎奉行など公儀御役人の通船諸役を勤めることを願い、許可を得たことで下松浦黒磯・三田尻沖黒岩間の所勤場所を漁場範囲とする理論を展開した。

(イ)福川浦 慶長検地による「打渡坪付帳」に規定された福川漁場こそは、徳山湾一帯における福川浦の存在を方向づけた。福川前網代をはじめその漁場内での操漁は最優先権をもつて臨み、その漁場内の富田戸田各浦・大津島などの前網代はすべて福川浦が所有した。従つてこれらの諸浦では公記録上は「漁師不在」の状態にあつた。

『地下上申』によれば、元文五年の漁船数七十八艘、鰯網十七帳その漁場は「大津島四郎谷黒神島瀬島其外小島共に、内海上往古より福川浦前網代ニテ御座候」と記している。

「打渡坪付帳」に記した福川浦の漁場は、他浦漁人を完全に締め切っていたのではなく、隣浦のよしみで櫛ヶ浜漁人も度たび操漁を行つていた。福川浦としては紛争が起れば家伝の宝刀即ち「打渡坪付帳」を示せば直ちに解決すると考えていたからであった。

(乙)戸田各浦(津木、大迫、桑原、四郎谷) 戸田各浦は山陽路筋から隔絶した寒浦で、平地、農耕地は狹少であった。こゝは四郎谷浦の一部を除きすべて本藩領であったが、浦であるにもかゝわらず前網代は福川浦に属し、住民はすべて農民と規定された。各浦では前網代がないため、目前の海岸で魚を獲ることは許されず、魚の群を見つかった時は福川漁人に通報し、その漁獲の一部を「菜の魚」即ちおかず分として分配される程度であった。『地下上申』においても浦屋敷、漁人、網、漁船などの記録は見当らない。密漁行為ではあるが、天明五年頃には四郎谷浦にある二町ばかりの干潟において「筆網」という小網を使用して漁を行ない、また干潟に穴塗を掘り、干潮時にはその穴塗に残った魚を獲つていた。

四郎谷浦干潟のうち、東側の地域は徳山藩重臣神村五郎兵衛の給地であった。そこに六軒の「御手綱子」を配し、田一反五畝を給し理論を展開した。

て網子町とした。また福川漁人の魚見番所も設けられていた。

二 樺ヶ浜・下松両浦間の紛争

(イ) 居守鱈網代紛争

徳山領大島半島東岸の居守地区では、天明三年その前網代を運上銀一枚を支払うことを条件として下松浦漁人藤屋勇右衛門の独占的鱈漁を許可した。ところが天明四年十一月櫟ヶ浜漁人百五十人余がこの居守鱈網代を襲い、網を破るなどの狼藉を行ひ、前網代権を無視して操漁を始めた。下松浦では直ちに徳山藩府へ上告し、藩では本藩岡崎代官所へ報告して注意を促した。しかし翌年・翌々年にも相変わらず櫟ヶ浜漁人の操漁は止まず、糾したところ「花岡代官所より御沙汰有之候迄ハ（授網）打候」と答えた。

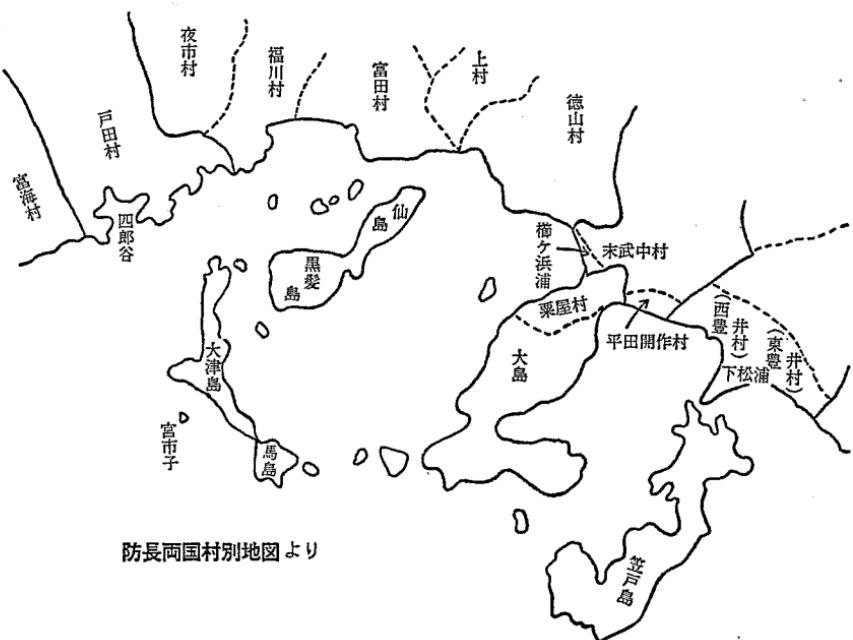
元来前網代はその地区専用の網代であり、特別の定めがない限り沖合は入会であつても前網代は入会とはならない慣例であった。しかも下松浦には鱈・鯛漁の独占権が認められたところでもあつた。櫟ヶ浜漁人の行為はこれら漁業慣例を無視するものであつた。そこで天明七年には紛争の地居守（櫟ヶ浜）網代での両浦の操漁を一時中止とした。

その後寛政四年十一月、櫟ヶ浜漁人が同所で鱈漁杭を建てたことから再び対立が表面化し、役所間の本格的な交渉が再開された。本藩側では「此方ニハ一円ニ海中ハ入相と相心得居候」と主張し、徳山藩側では「居守網代は、磯付。（前網代）と心得候」と主張し合つた。その結果、本藩側では

然は引せ可申、左候得ハ其御方々も一切彼場所ニテ漁ハ一向御止め可被成儀と存候

として、未解決地域として凍結されることとなつた。

その後文化四年、櫟ヶ浜漁人の立下万功者七人を下松浦網主が雇



防長両国村別地図 より

用することを条件として居守鱈網代再開の民間協定が結ばれて、長年の紛争が解決した。

(四) 大島海上鱈網紛争 寛政五年三月の未明、大島近海で鱈漁操業中の下松浦西網・東網を、柄斧・鎌・庖丁などの凶器を持ち約七艘の漁船に分乗した三百余人の櫛ヶ浜漁人が相次いで襲つた。西網では網中へ碇を入れたうえ、鱈網を切り破つた。西網者の通報により東網では直ちに網を引揚げ避難していた處へ、同じく一団が襲いかかり、やはり鱈網を切り破つた。不意の襲撃を受けた下松浦側では直ちに町奉行の指示を受けて行動している。町役人より櫛ヶ浜浦役人宛に「何故狼藉を行つたのか」と抗議を行い、一方町奉行下役より花岡代官下役宛に「何分不法体不致様御沙汰被下度御頼」と取締り方を依頼した。記録には見当らないが、狼藉の目的は下松浦が独占的に行つている鱈網漁を演すことにあるのではなかろうか。

三月九日、徳山藩は領民に対し「櫛ヶ浜之者共と此御領る売買仕候義趣有之、追て及沙汰候迄ハ一切差留候」として櫛ヶ浜浦人との売買を全面的に禁止した。これは未解決である居守鱈網代事件について再び起きた櫛ヶ浜漁人の狼藉に対して、徳山領内では憤る者も多く、不測の事態を考慮したうえでの禁止であったが、その目的は明らかに櫛ヶ浜浦への経済制裁であった。櫛ヶ浜浦の経済中の漁業依存度は高く、しかも四隅を徳山領に囲まれ、魚の販路を徳山町に求めていたため、徳山領との売買禁止は大打撃であった。

三月十五日、徳山御蔵本は浦々島々の漁人に對し、他領漁人とりわけ櫛ヶ浜漁人に對して荒増体の行為を行なわないようにと布達し、ついで、売買禁止以来領内では櫛ヶ浜浦との間の縁組および奉

公なども解消しなければならないと噂が流れていたため、藩府より噂を打消しのため口達が下されている。

その後、解決の目途も立たぬまゝに推移し、經濟封鎖中にもかゝわらず櫛ヶ浜商人の徳山領侵入が目立ち始めた。そこで、八月七日徳山・福川・下松・古市の商人達に木札の鑑札を渡し、住所名前を記入させ、商売中には前腰に下げるなどを義務づけて内外商人の区別を明確にした。藩の櫛ヶ浜浦に対する徹底抗戦を表明するものであつた。八月頃からの本藩側書簡は「売買之儀ます已前へ被差戻度」と經濟封鎖の解除を度たび要請している。半年におよぶ經濟封鎖により櫛ヶ浜浦では經濟が疲弊し始め、藩府を動かし始めたものであろう。

八月二十日、萩藩高官による最初の公式見解が伝えられた。当職所右筆役井上惣兵衛の「演説書」によると、その要旨は

事件当日の早朝、両浦漁人が操漁中口論となり、下松浦漁人が先に狼藉を働いたことに紛争の発端があつた。早急に解決したい。なお、櫛ヶ浜浦は公儀役人通船諸役の所勤および海上石貢納の關係上、領海での入会は当然である。

と述べ、一見萩藩府最高機関の決定事項に見せかけて決着をつけようとした。その回答は十月、徳山より出された。その要旨は、紛争の原因となつたという両浦漁人の口論について調査したところ事実無根であった。紛争解決の方途もない現在、売買禁止のみ解除することは眞の解決方法ではない。

この段階での交渉は、少なくとも表面的には萩藩當職衆は存知しない内々の話し合いであった。しかし眞の解決を求むなら、萩藩府へ正式に提訴した方が有利と判断した萩詰河田左源次は、徳山當職

役栗屋に對し、その是非について當役および親族間の意見を求める
こと、および徳山出身で現在萩藩士となつていて、しかも萩藩の花
岡代官厚母とも昵懇の間柄にある戸田三郎兵衛を仲介人として依頼
することを進言した。

両藩の対立は、戸田を仲介人として急転して解決の方向へ
進んだ。戸田は①徳山側の經濟封鎖を解くこと、②櫛ヶ浜漁人頭
取・町役人には処分を加えること、を条件として両藩の了解を取付
け、寛政四年十二月和解が成立した。しかし居守鰯網代、入会權に
ついては未決のまゝ懸案として残されることとなつた。

三 福川・戸田両浦間の紛争

戸田各浦にとって、慶長検地による打渡坪付帳への福川浦漁場所
の記入は、まさに藩初以来二百余年にわたる痛恨事であつた。本藩
領の海岸沿いで生活でありながら、船無く、網無く、釣具も無く
さらに前網代さえも無いため魚を目前にしながらこれを獲ることも
できない。そのような環境の中で、福川漁人に對する反感・憎悪、
さらには支藩領民に抑えられている屈辱感、その高まりと共に、次第
にその感情を直接行動で示すようになつていった。

戸田浦人による福川漁人暴行の初見は、寛政十一年十二月であつ
た。福川浦網方好左衛門を戸田村の十間屋佐七が、四郎谷浦徳山領
民善七・新八親子を佐七一味が暴行し、さらに番小屋の甚左衛門を
多人数が投石して追放した。この事件の原因は不明であるが、両浦
関係者および両藩府共に事件が表面化することを避けたことから、
加害者の責任を問うこともせず内済事とされてしまった。しかしこ
の事件の処理方法は、戸田浦人に「徳山藩組みし易し」の感を与え

たものであろう。これ以後福川漁人への攻勢が強まつてゐる。その後の度重なる狼藉に對して徳山側では強い抗議を行つてゐない。

福川漁人への狼藉は、文化四年には立網塚・立干杭を破り、同七年には多人数が投石し網を切破り、番小屋・網船二艘を壊し、番小屋の諸道具を投棄して、同八年、同十二年と暴行は継続、同十三年には四郎谷浦人が徒党して船四艘に分乗し、竹槍を持ち、螺貝を吹き立て、網中への投石をくり返した。これらは四郎谷浦が中心であつたが津木・桑原浦人もこれに同調してゐる。

文化十三年四月、福川・櫛ヶ浜浦間におきた官市子事件の結果、
双方隔日での入会漁事が決定すると、その報は戸田浦にゆがんだ形
で伝わつてゐる。戸田浦人の伝言によると、

是迄は福川支配等と申我儘ニ致漁事候得共、承候得は実は櫛ヶ浜
漁場所と承申候、左候得は実は其方ともハ櫛ヶ浜之浦盜引……
さらに戸田浦人の要求は強まり、公然と福川漁人の操船に乘込み
「菜の魚」を要求し、その増量を主張し、さらには戸田浦から追放
する動きを始めてゐる。文化十五年津木大迫浦にある福川浦借地の
魚見番小屋へ多人数が投石、暴行を加えて番人を追出し、衣類・家
具を海中へ投込み、以後魚見のための「山上り」を禁止してしまつ
た。

戸田浦の度重なる攻撃に對し、徳山藩では表立つた抗議を行つた
形跡がない。無用なトラブルを起して前網代さえも持たない戸田浦
の実状が公けとなり、福川浦への批難が生じることを恐れたもので
はないだろうか。

その後「風土注進案」戸田村の項には「漁船八艘、漁人十六人、
魚類代銀三貫六百目」が記録され、さらに

鱸集り候ニ付建工仕候……近年ハ徳山御領ヲ網元仕出候へ共、当浦ガ好ミ之規定書差出させ……其上御領内之者多人數集り笛アミ玉網にて銘々取勝ニ仕候、此儀は網方々浦江當ル運上之分ケ……長い間漁人不在であつた戸田浦に漁人が生まれ、網は勿論漁船、前網代をも自分のものとして所持することが可能となつた。四郎谷浦での福川浦漁人の操業は、戸田浦が希望する内容の契約書を交し、給領主塙田氏へ魚を献上し、さらに操業中には戸田浦人が自由に網中の魚を獲つて帰る、という屈辱的な状態を強いられた。そのため、紛争の再発を恐れた徳山藩では、当地での操業を見合せるよう指導致している。戸田各浦では長年月の抵抗の末、目前の前網代を自領のものとしている。

四 福川・櫛ヶ浜両浦間の紛争

両浦の関係は藩政初期以来、福川浦優位のうちに展開した。慶長検地の結果宗藩毛利氏が決定した漁場権を、同じく本藩領櫛ヶ浜浦の領民が否定することは自藩權威の否定であり、ひいては自浦の存在理由の否定でもあり、それは不可能であった。

この両浦の関係が陥惡となり、名実共に福川浦漁場が侵され独占が崩れたのは、文化十二年宮市子事件^①を契機としてであった。徳山領大津島西岸の岩礁^{モヤマヨ}宮市子付近は鰯的好漁場で、福川漁人により独占的に操漁を行つて、とされる。しかし現実には長年月のうちこの独占体制は崩れ、両浦漁人が入会操漁を行つて、いた。文化十一年春、この宮市子では鰯の水揚げが例年になく良好で、漁人の出漁で賑つた。この段階での操漁方法は、両浦漁人が入交つて宮市子への先着順に操業を行なう『浦取漁事』であった。しかしそれでは

順番が来るまで何日も無為の日を洋上で過さねばならず、翌十二年からは『番手廻し漁事』を行つこととした。これは宮市子へ到着した順に番を定め、非番の者は他の場所で漁を行つても良いこととした。但し夜間には必ず大津島本浦にある詰所へ宿泊することとし、詰所へ帰らない者は順番洩れとされた。

同年五月 福川浦漁人忠兵衛が単独で櫛ヶ浜漁人と『番手廻し』の操業日を定めた、そのことが原因で櫛ヶ浜漁人と口論となり、遂には尖竹、薦口、斧など凶器を持った櫛ヶ浜漁人百余人が徒党を組んで宮市子へ押寄せ、忠兵衛達四名を櫛ヶ浜へ連行、留置してしまつた。そして福川浦へ対し、芸州境より下関送の海上は、櫛ヶ浜浦の公儀通船諸役諸勤により入会漁業は当然である、ことを公式に表明した。櫛ヶ浜側は過去の慣例『入会権を、福川浦側は渡渡坪付帳の記載をそれぞれ主張しあつた。この両浦の対立はとけぬまゝ、徳山藩府・花岡代官間の交渉に委ねられることとなつた。この交渉の結論は翌年四月に下されることとなるが、その間八月には福川前浦の竹島西岸近くで櫛ヶ浜漁人が操漁を行ない、福川漁人と小競合を起している。その際櫛ヶ浜側の主張は

汐三合參候処迄ハ入相漁可致段櫛ヶ浜役座ヲ御申渡ニ付以來福川前浦杯と申義申間敷……

浦役人・漁人挙げて福川浦漁場権の独占を打破しようとする意図が明白である。

翌年四月両藩交渉の結果、櫛ヶ浜側の主張が全面的に認められた漁人共海上入相漁事古來行形ニ無相違、近年両浦隔日申談致漁業候處……争論出来……御代官様御熟談之上跡隔日漁業双方被仰付……半日より福川、長日櫛ヶ浜と順々致漁業……

福川浦の奸意による櫛ヶ浜漁人の操漁許可が結果的には入相の事実が存在したと判断されたもので、官市子漁場での入相の認可により二百年におよぶ福川浦への漁場独占権は崩壊することとなつた。この結論には福川浦では当然不満であった。慶長十五年の渡渡坪付帳は依然生きていると再度徳山御用所、花岡代官所へ訴えている。それに対し徳山御用所では、これは正式の結論が出る迄の暫定的措置であると答えていた。そこで福川浦では、入会の慣例は無かつたとしてその実例を列挙し、御用所に對して度たび交渉再開を要求している。この間に戸田浦四郎谷での福川漁網代が襲われるなど、福川浦は東西両浦から攻撃を受けて切迫した状況にあった。

文化十四年十月六日徳山住吉神社付近の新官鼻沖における櫛ヶ浜福川両浦漁人の網代をめぐる争論は、両浦の関係を示す象徴的な事件であった。争論は次第にエスカレートし、櫛ヶ浜漁人が福川浦漁人をろくろ棒で打擲して遂に流血事件にまで発展した。翌七日には負傷した福川漁人の体が網子を引連れて同所へ出向き、また両浦漁人も多數応援に集結、まさに一触即発の状態となつた。その場は徳山町人金屋利兵衛が仲に立ち、双方共退くことで一応鎮つたものゝ、流血事件に發展し、しかも櫛ヶ浜側が「打擲の事実は無い、勝手に倒れて怪我をしたものだ」と主張したため、福川浦では大いに怒りその夜の徳山町は竹槍・竹杖を持ち、高提燈を振りかざした福川漁人が駆廻り、一揆寸前の状態となつた。しかも「櫛ヶ浜漁人と喧嘩し、福川側に死者四・五人、怪我人三十人余」というデマが飛び、町は一時パニック状態となつた。暴動参加の福川漁人は百五十人余、鎮圧の為に出動した役人は御徒目付以下二十人余を数えた。

この暴動が特に城下徳山町で行わっていることから、櫛ヶ浜浦に対

する不満もさることながら、「隔日漁事」取決め以来、度たび交渉再開を願っているにもかゝわらずそれを取揚げない藩への不満が爆發したものと思われる。

この新官鼻事件後、両浦役人間において①事件の原因、②入会権、③打擲の事実の有無、④海上境界問題等について意見が交された。しかし、結論を得るに至っていない。

同月十日には「福川漁人中」より藩に對し、

是迄諸事福川浦へ穩便ニ致候様被仰聞候故御沙汰を相守り令堪忍候得は次第三惡事相募り……新官鼻ニテ之參掛り其外西は四郎谷沖ノ手ハ笠戸懸リ東西沖三方共ニ境ヲ侵シ……^⑤として福川浦の窮状を訴え、交渉再開を嘆願している。

翌十五年一月、徳山御用所と花岡代官の間で交渉が再開された。最大の争点は官市子での隔日漁事の中止と入会の事実の有無であった。しかしこの両者間では結論が出ないうち、四月には萩当職所右筆佐々木幸之進より萩詔神本十郎兵衛宛に「覺書」が手渡された。その要旨は

①櫛ヶ浜浦は都濃郡の本浦である。福川浦とは入会の行形である。
②物境出入には下方の身勝手多し、些細なことで愁訴したがる。
③既定の隔日漁事の破棄を申込むとは如何なものであろうか。
④正保二年萩当職方の裁許は、今回の事件に適応できない。
⑤この件について萩藩当役衆は存知しない。佐々木個人の見解としては、この種の紛争を萩藩府へ提訴することは好ましいことではないと考える。

当役衆は存知しないと断りながらも、明らかに最高機関の意向を反映したものであった。その後の交渉は佐々木氏を窓口として引続い

て行われた。同年八月徳山書状には、佐々木氏との交渉で正当な結論が得られないなら訴当職所への提訴も止むを得ないと記しており、その準備として、福川浦役人・漁人を対象に過去の漁業慣例、特に櫛ヶ浜との入会を中心して調査を開始した。

文政二年二月萩藩府との直接交渉のため徳山當職奈古屋・栗屋両氏が出立し、それに対し萩側では、家老衆の来立は事件を表面化して解決を困難にするものだ、と回答している。翌年三月に到るも解決の萌は見えず、交渉は長期戦の様相を濃くしている。

その後の両藩交渉過程を示す史料は見当らない。『風土注進案』櫛ヶ浜の項には「鰯網式張 但前断續あみ八張之内ニテ式張八十八夜頃より端午頃迄網あみニ相用候事」と記されており、その網の漁場をたとえ宮市子としても、その網數、操漁期日は大幅な制限が加わったと考えられる。両藩間の交渉の結果、最終的には宮市子での隔日操漁は無くなつたものと思われる。

おわりに

寛政五年九月徳山藩重臣栗屋朝貞の萩藩宛「演説書」によると兎角下と下との義ハ御本様と御末家との御争ひ等と申様ニ相移御領之分ハ其強ミを仕懸御末家領之もの此方ハ是も非ニ可相成義と存入候模様ニテ御末家方役所向ニテハ其取計甚差問候義常々多事御座候……御末家領ニテハ是も非ニなり白キモ黒キニ相成……と述べているように、支藩側では本藩は白を黒と主張し、是も非としてしまう、とする見方が一般的であった。

万役山事件により改易を経験した徳山藩では、領民が本藩領民と紛争を起すことを避けるよう指導している。紛争に際しては、本藩

側の攻勢に対し、支藩側は常に受身の状態であった。武力衝突を避け、攻撃に対する報復も行わず、穩便に処することを領民に徹底させた。そして、紛争が表面化して藩と藩の争いにまで発展することを極力避けようとした。

本藩では支藩との紛争の処理にあたり、藩政前期では本文藩の別なく割合公平な判決を下している（正保二年富海浦・岐波浦紛争の例）。しかし、後期になると本藩側が不利な場合でくる限り役所の中間段階で処理に当らせ、藩府の最高機関が関係することを避けている。藩の祖法を否定するにあたり、最高機関自らが行つては他藩に示しがつかなかつたものと思われる。結局紛争処理には両藩共に「内濟」裏に行なうことが最も望ましい解決方法であった。

註①③ 専用漁業免許願 都濃郡 明治三十七年

② 万役山事件 正徳五年久米村万役山の松の木一本の盜伐事件

から本藩支藩の領界争論を生じ、徳山藩改易にまで発展した。

④ 大嶋居守 綱代ニ櫛ヶ浜ニ付花岡并櫛ヶ浜ニ懸合

⑤ ⑯ 大嶋海上鮫網場所ニ櫛ヶ浜ニ付花岡并櫛ヶ浜ニ懸合

⑥ 四郎谷浦立干漁狼藉荒増覚書

⑦ 福川櫛ヶ浜争論一件 文化十二年

⑧ 福川櫛ヶ浜漁事懸り合町奉行花岡御代官ニ懸合事抜書

⑨ 福川漁人と櫛ヶ浜漁人徳山住吉沖ニ付争論一件 文化十四年

⑩ 覚 福川町 文化十四年

⑪ 福川浦大網持并網持口書 福川浦大網持中ニ御尋ニ付答口上書取 文政元年